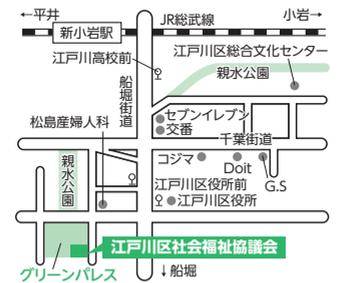


社協だより

URL <http://www.edogawa-shakyo.jp/>

第 137 号
 発行 / 社会福祉法人
江戸川区社会福祉協議会
 〒132-0031
 江戸川区松島 1-38-1
 グリーンパレス 1 階
 電話 03(5662)5557



社協賛助会員募集!

～あなたの会費が地域福祉を支えます～

会費の納入方法

- ◆ **民生・児童委員を通じて納入**
(お電話いただければお近くの方を紹介いたします)
- ◆ **社協窓口へ直接納入**
- ◆ **郵便振替での納入**
＜郵便振替口座＞
00110-6-65409



社会福祉法人
 江戸川区社会福祉協議会
 ※振込用紙の通信欄に「社協賛助会費」と明記してください。
 (お電話いただければ振込用紙を郵送いたします)

会員区分と年会費

- ★ **賛助会員 1口 500円**
 - ★ **特別賛助会員 年額 10,000円以上**
- ※個人、法人、事業所、団体を問わず、どなたでも会員になれます。
 会員には、社協賛助会員シール(門標)をお渡しします。
- 《問合せ・申込はこちらまで》
 〒132-0031 江戸川区松島 1-38-1 グリーンパレス1階
 社会福祉法人 江戸川区社会福祉協議会
 ☎03(5662)5557 ☎03(3654)2940

社会福祉協議会(社協)は、地域における住民の福祉向上のため、地域の方々とともに、様々な福祉活動を推進する民間の自主的な組織です。

社協の福祉活動を支えている財源は、多くの方々の寄付金と会員会費、そして区からの補助金です。

「社協賛助会員」とは、会費を納めていただき、社協が推進する福祉事業を財政的に支えることで、地域福祉活動に参加してくださる方々のことです。個人・法人・事業所・団体等どなたでも、ご入会いただけます。

会員募集は年間を通して行っていますが、6月～9月は会員増強期間として、それぞれの地域の民生・児童委員に賛助会員の勧誘をお願いし、特に力を入れております。

賛助会費は社協が地域福祉活動を推進して行く上で、大きな支えとなる財源として、障がい者の方や熟年者の方などの事業に使われております。(2面で紹介)

社会貢献型区民後見人・生活サポーター

養成研修 受講生募集!

江戸川区社会福祉協議会では、区民後見人、生活サポーターの養成研修を開催します。

★研修説明会・オリエンテーション

平成29年8月28日(月)
場所 グリーンパレス5階孔雀2
時間 午後1時30分から4時



基礎研修予定日

- 1日目 10月 6日(金)
- 2日目 10月13日(金)
- 3日目 10月20日(金)

【お問い合わせ】
 江戸川区社会福祉協議会
 安心生活センター
 ☎03(5662)7214

あなたの力を地域で活かしてみませんか?

民生委員制度創設 100周年!!

大正6年5月12日に岡山県で誕生した済世顧問制度を始まりとする民生委員制度は、今年、制度創設100周年を迎えました!

民生委員・児童委員はあなたの身近な相談相手です!

【民生委員・児童委員】

- ・日常的な見守りやお困りごとの相談、関係機関への橋渡しなど様々な活動を行っています。
- ・民生委員は、児童委員を兼ねています。児童や乳幼児、妊産婦等のための相談や援助を行っています。

【主任児童委員】

- ・主任児童委員は、子どもたちが健やかに生活できるよう、児童相談所や子ども家庭支援センター、学校等と連携しながら活動しています。

★民生委員・児童委員には守秘義務があります。
 安心してご相談ください。

★お問い合わせ
 福祉推進課庶務係 ☎03(5662)5026



東京都民生委員・児童委員キャラクター「ミンジー」

地域の中で誰もが普通に暮らせる社会を目指して!



平成29年度 事業計画・予算 予算総額 680,631千円 (公益事業会計含む)

(平成29年度事業計画・予算は平成29年3月29日開催の評議員会で議決されました)

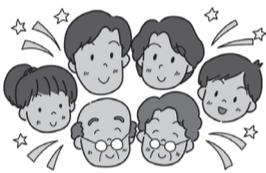
江戸川区社協のおもな事業

安心生活センター

相談電話 03(3653)6275

安心生活サポート事業

判断能力が十分でない方を対象に、ご本人と社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用手続きや銀行での払い戻し、支払いなどをお手伝いします。



成年後見制度利用相談事業

成年後見制度とは、意思判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を、法的に権限を与えられた代理人(成年後見人等)が行う仕組みです。成年後見人等の選任に必要な家庭裁判所への申立が円滑に行えるように支援します。

苦情解決相談事業

福祉サービスに対する苦情に対して、苦情解決委員が中立公正に対応します。(介護保険法及び障害者自立支援法に基づく福祉サービスは除きます。)

心身障がい児(者)親子激励バスハイク

毎年、知的障がい児(者)親子と肢体不自由児(者)親子を対象に日帰りバスハイクを実施しています。
※今年は5月20日・27日・28日に実施しました。



ハンディキャブの貸出

車椅子を使用する方が、通院や社会参加等の移動手段として車椅子ごと乗車できる軽自動車のハンディキャブを貸出ししています。



車椅子の貸出

江戸川区在住の方で車椅子が一時的に必要なとき無料で貸出を行っています。退院後の療養や通院の往復、散歩や買い物、骨折やけがでの利用や、田舎から高齢の親が出てくる時なども利用可能です。
※貸出期間は1日~30日程度。



愛の杖贈呈

60歳以上の区民の方で足腰が弱った方に社協に寄せられた寄附金を財源に歩行補助用の杖を差し上げています。

杖は区内22ヶ所で受取ることができます。

★江戸川区社会福祉協議会

★くつろぎの家

★なごみの家(小岩・松江北・長島桑川・鹿骨)

★区内8か所の健康サポートセンター

★8か所の熟年相談室(地域包括支援センター)

泰山・江戸川区医師会・医師会一之江・小岩ホーム・ウエル江戸川・第二ウエル江戸川・暖心苑船堀・江戸川光照苑



生活福祉資金貸付

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、使途・目的別の資金の貸付と必要な相談支援を行う制度です。資金種類ごとに条件・基準が定められています。まずはご相談ください。

受験生チャレンジ支援貸付 (塾代、受験料)

一定の収入以下の世帯の受験生を支援するため、学習塾などの費用や受験料を無利子で貸付しています。(限度額あり)

・利用に際しては要件があり、原則「連帯保証人」が必要です。

・高校、大学等に入学した場合、返済が免除されます。

・申請には事前相談が必要です。(要予約・平成30年1月末まで)

※詳しくはお電話でお問合せください。

【問合せ】

受験生チャレンジ担当 ☎03(5662)7638 平日午前9時~午後5時



その他の事業

★なごみの家管理運営

★地域福祉活動団体への助成

★歳末たすけあい運動

★区からの委託事業

①くつろぎの家管理運営

②くすのきカルチャーセンター管理運営

